

「子どもの命を守るために」

令和4年度がスタートし、早いもので半月が過ぎようとしています。各園では新しいお友達、先生を迎え新風が心地よく吹いていることと思います。

さて、昨年を振り返った時、私には園児に係る重大事故の記憶が強く印象に残っています。

＜送迎バスでの死亡事故＞

…5歳園児送迎バス内で死亡 死因は熱中症

2021年7月29日夕方、福岡県中間市にある「双葉保育園」で、倉掛冬生くん(5歳)が登園の際に使われた送迎バスの中で倒れているのが見つかり、死亡が確認された。保育園にバスが到着してから車内で見つかるまでおよそ9時間車内に取り残されていたとみられ、死因は熱中症であることが警察への取材で分かった。

警察は業務上過失致死の疑いもあるとみて、バスを運転していた40代の園長から話を聞くなどして当時の状況を調べている。

＜遊具による死亡事故＞

…遊具の柵に首はさまれ、2歳男児が意識不明の重体 保育園の園庭で

2021年10月14日午前10時20分ごろ、岡山市北区富原の認可保育園「第二さくら保育園」から、2歳の男児が園庭の遊具に首が挟まった状態で見つかったと119番通報があった。男児は病院に運ばれたが、意識不明の重体。遊具は園が独自に改修し、その部分で事故が起きたとみられ、岡山西署は業務上過失傷害容疑を視野に原因を調べている。

岡山西署や園の説明によると、男児を含む2歳児クラスの17人が午前9時50分ごろから園庭で遊んでいた。その後、滑り台や雲梯が一体となった複合型の遊具に男児が入ったまま戻ってこないことに保育士が気づいた。捜したところ、遊具の柵と高床の隙間に首を挟まれた状態の男児が見つかった。体を立てたまま、ぐったりしていたという。→園児はその後死亡



＜園外保育時の交通事故＞

…保育園児の列に車 園児7人けが

2021年12月9日 愛知県東浦町緒川の交差点で、道路を渡ろうとしていた保育園児の列に乗用車が突っ込む事故があった。この事故で4歳から5歳の園児、合わせて10人が病院に搬送され、このうち7人が軽いけがをしているとのこと。残りの3人に、けがはなかった。乗用車を運転していたのは74歳の男性で、体調不良を訴え、病院に搬送されたが、意識不明の重体とのことである。警察などによりますと、事故当時、保育園児と引率の保育士、合わせて41人が2列に並んで、現場から1キロほど離れた公園に向かって散歩をして

いたとのことです。

このような痛ましい事故は、これまでも何件も報告されています。例えば、

<誤嚥による窒息死>

…給食のブドウで窒息か、4歳男児が死亡 八王子の幼稚園

2020年9月7日 東京都八王子市の私立幼稚園で、男児（4歳）が給食で出されたブドウ（直径約3センチ）をのどに詰まらせた。男児は意識不明の状態に搬送され、約1時間半後に死亡した。警視庁は窒息死とみている。高尾署によると、当時、男児がいた年少組では25人の園児が給食を食べており、2人の女性教諭が付き添っていた。男児が苦しそうにしているのに教諭の1人が気づき、口に手を入れて背をたたいたが、はき出させることができなかったという。

*（参考）厚生労働省の人口動態調査によると、平成26年から令和元年までの6年間に、食品を誤嚥して窒息したことにより、14歳以下の子どもが80名死亡していました。そのうち5歳以下が73名で9割を占めていました。特に注意が必要なのは、奥歯が生えそろわず、かみ砕く力や飲み込む力が十分ではない子どもが豆やナッツ類を食べると、のどや気管に詰まらせて窒息してしまったり、肺炎を起こしたりするリスクがあるとのことです。

<園外保育時の交通事故>

…保育園児の列に車 園児・保育士16人死傷

2019年5月8日、大津市大萱6丁目のT字路で、右折中の乗用車と直進の軽乗用車が衝突した。歩道にガードレールはなく、軽乗用車は衝突のはずみで、散歩中に信号待ちをしていた「レイモンド淡海保育園」の園児や保育士計16人の列に突っ込んだ。男児と女児（ともに当時2歳）が死亡し、14人が重軽傷を負った。乗用車の女性が自動車運転処罰法違反（過失致死傷）の罪で起訴され、軽乗用車の女性は同法違反容疑で書類送検された後、不起訴になった。

ここに揚げたものは、子どもたちに係る事故の一例です。これ以外にも様々な事故が起きています。当然ながら私たちには、子どもたちの安全・安心を第一に考え、事故から子どもたちの大切な命を守る義務があります。大切な命を預かっているという保育者としての自覚とともに、保育者が相互に連携し小さな変化を見落とさない、凡事徹底、「報告・連絡・相談」を大切にしていきたいですね。（専門員）



<確認>

園に係る重篤な事故などが発生した際は、私学振興課に報告してください。以下は、報告に係り過去に国や県から発出された文書を抜粋したものです。確認ください。

(1) 事故に係る報告

○報告の対象となる重大事故の範囲…

・死亡事故

・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること）

○事故が発生した場合の報告について…事故が発生した場合には速やかに指導監督権限をもつ自治体、子どもの家族等に連絡を行うこと

○報告系統…施設から都道府県へ報告することとし、都道府県は国へ報告を行うこと

（以上、平成29年11月10日 「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」内閣府・文部科学省・厚生労働省連名発出文書より抜粋）

(2) 感染症（新型コロナウイルス）に係る報告

○令和2年8月6日付け長野県教育委員会教育長通知を受け、私立学校においても、報告願いたい

（以上、令和3年5月11日 長野県県民文化部私学振興課長名での発出文書より抜粋）